

久喜市議会
令和4年9月定例会議議案

議 案 目 録

議案第 4 7 号	令和 3 年度久喜市一般会計歳入歳出決算認定について	1
議案第 4 8 号	令和 3 年度久喜市国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について	2
議案第 4 9 号	令和 3 年度久喜市介護保険特別会計歳入歳出決算認定について	3
議案第 5 0 号	令和 3 年度久喜市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について	4
議案第 5 1 号	令和 3 年度久喜市土地区画整理事業特別会計歳入歳出決算認定について	5
議案第 5 2 号	令和 3 年度久喜市水道事業会計未処分利益剰余金の処分について	6
議案第 5 3 号	令和 3 年度久喜市水道事業会計決算認定について	8
議案第 5 4 号	令和 3 年度久喜市下水道事業会計未処分利益剰余金の処分について	9
議案第 5 5 号	令和 3 年度久喜市下水道事業会計決算認定について	1 1
議案第 5 6 号	令和 4 年度久喜市一般会計補正予算（第 6 号）について	1 2
議案第 5 7 号	令和 4 年度久喜市国民健康保険特別会計補正予算（第 1 号）について	1 3
議案第 5 8 号	令和 4 年度久喜市介護保険特別会計補正予算（第 1 号）について	1 4
議案第 5 9 号	令和 4 年度久喜市後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）について	1 5
議案第 6 0 号	令和 4 年度久喜市土地区画整理事業特別会計補正予算（第 1 号）について	1 6
議案第 6 1 号	令和 4 年度久喜市水道事業会計補正予算（第 2 号）について	1 7
議案第 6 2 号	令和 4 年度久喜市下水道事業会計補正予算（第 1 号）について	1 8

議案第 6 3 号	久喜市議会議員及び久喜市長の選挙における選挙運動用自動車の使用等の公営に関する条例の一部を改正する条例	19
議案第 6 4 号	久喜市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部を改正する条例	20
議案第 6 5 号	久喜市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例	21
議案第 6 6 号	久喜市子ども医療費支給に関する条例の一部を改正する条例	25
議案第 6 7 号	久喜市手数料条例の一部を改正する条例	26
議案第 6 8 号	埼玉東部消防組合の規約変更について	29
議案第 6 9 号	工事請負契約の締結について（（仮称）久喜市新ごみ処理施設整備運営事業に関する施設整備）	31
議案第 7 0 号	財産の無償譲渡について	32
議案第 7 1 号	財産の減額譲渡について	33
議案第 7 2 号	路線の廃止について	34
報告第 9 号	継続費精算報告について	35
報告第 1 0 号	継続費精算報告について	37
報告第 1 1 号	令和 3 年度決算に係る財政健全化に関する比率の報告について	39
報告第 1 2 号	債権の放棄について	49

議案第47号

令和3年度久喜市一般会計歳入歳出決算認定について

地方自治法(昭和22年法律第67号)第233条第3項の規定により、令和3年度久喜市一般会計歳入歳出決算を、別冊のとおり監査委員の意見を付けて認定に付する。

令和4年8月31日提出

久喜市長 梅 田 修 一

議案第48号

令和3年度久喜市国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について

地方自治法(昭和22年法律第67号)第233条第3項の規定により、令和3年度久喜市国民健康保険特別会計歳入歳出決算を、別冊のとおり監査委員の意見を付けて認定に付する。

令和4年8月31日提出

久喜市長 梅 田 修 一

議案第49号

令和3年度久喜市介護保険特別会計歳入歳出決算認定について

地方自治法(昭和22年法律第67号)第233条第3項の規定により、令和3年度久喜市介護保険特別会計歳入歳出決算を、別冊のとおり監査委員の意見を付けて認定に付する。

令和4年8月31日提出

久喜市長 梅 田 修 一

議案第50号

令和3年度久喜市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について

地方自治法(昭和22年法律第67号)第233条第3項の規定により、令和3年度久喜市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算を、別冊のとおり監査委員の意見を付けて認定に付する。

令和4年8月31日提出

久喜市長 梅 田 修 一

議案第51号

令和3年度久喜市土地区画整理事業特別会計歳入歳出決算認定について

地方自治法(昭和22年法律第67号)第233条第3項の規定により、令和3年度久喜市土地区画整理事業特別会計歳入歳出決算を、別冊のとおり監査委員の意見を付けて認定に付する。

令和4年8月31日提出

久喜市長 梅 田 修 一

議案第 5 2 号

令和 3 年度久喜市水道事業会計未処分利益剰余金の処分について

令和3年度久喜市水道事業会計未処分利益剰余金を別紙のとおり処分したいので、議決を求める。

令和 4 年 8 月 3 1 日提出

久喜市長 梅 田 修 一

提案理由

未処分利益剰余金を処分したいので、地方公営企業法第32条第2項の規定により、この案を提出するものであります。

令和3年度久喜市水道事業会計未処分利益剰余金の処分について

(単位 円)

	利益剰余金			
	減債積立金	建設改良積立金	未処分利益剰余金	利益剰余金合計
令和2年度末残高	847,662,318	1,217,519,325	0	2,065,181,643
令和3年度変動額	△ 287,382,431	0	874,677,985	587,295,554
減債積立金取崩額	△ 287,382,431	0	287,382,431	0
建設改良積立金取崩額	0	0	0	0
当年度純利益	0	0	587,295,554	587,295,554
令和3年度末残高	560,279,887	1,217,519,325	874,677,985	2,652,477,197
処分額	296,996,848	0	△ 874,677,985	△ 577,681,137
処分後残高	857,276,735	1,217,519,325	0	2,074,796,060

議案第53号

令和3年度久喜市水道事業会計決算認定について

地方公営企業法(昭和27年法律第292号)第30条第4項の規定により、令和3年度久喜市水道事業会計決算を、別冊のとおり監査委員の意見を付けて認定に付する。

令和4年8月31日提出

久喜市長 梅 田 修 一

議案第54号

令和3年度久喜市下水道事業会計未処分利益剰余金の処分について

令和3年度久喜市下水道事業会計未処分利益剰余金を別紙のとおり処分したいので、議決を求める。

令和4年8月31日提出

久喜市長 梅 田 修 一

提案理由

未処分利益剰余金を処分したいので、地方公営企業法第32条第2項の規定により、この案を提出するものであります。

令和3年度久喜市下水道事業会計未処分利益剰余金の処分について

(単位 円)

	利益剰余金		
	減債積立金	未処分利益剰余金	利益剰余金合計
令和2年度末残高	123,376,495	0	123,376,495
令和3年度変動額	△ 123,376,495	233,759,155	110,382,660
減債積立金取崩額	△ 123,376,495	123,376,495	0
当年度純利益	0	110,382,660	110,382,660
令和3年度末残高	0	233,759,155	233,759,155
処分額	110,382,660	△ 233,759,155	△ 123,376,495
処分後残高	110,382,660	0	110,382,660

議案第 5 5 号

令和 3 年度久喜市下水道事業会計決算認定について

地方公営企業法(昭和27年法律第292号)第30条第4項の規定により、令和3年度久喜市下水道事業会計決算を、別冊のとおり監査委員の意見を付けて認定に付する。

令和 4 年 8 月 3 1 日提出

久喜市長 梅 田 修 一

議案第56号

令和4年度久喜市一般会計補正予算（第6号）について

令和4年度久喜市一般会計補正予算（第6号）を別冊のとおり提出する。

令和4年8月31日提出

久喜市長 梅 田 修 一

議案第 57 号

令和 4 年度久喜市国民健康保険特別会計補正予算（第 1 号）について

令和4年度久喜市国民健康保険特別会計補正予算(第1号)を別冊のとおり提出する。

令和 4 年 8 月 3 1 日提出

久喜市長 梅 田 修 一

議案第58号

令和4年度久喜市介護保険特別会計補正予算（第1号）について

令和4年度久喜市介護保険特別会計補正予算（第1号）を別冊のとおり提出する。

令和4年8月31日提出

久喜市長 梅 田 修 一

議案第59号

令和4年度久喜市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について

令和4年度久喜市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）を別冊のとおり提出する。

令和4年8月31日提出

久喜市長 梅 田 修 一

議案第60号

令和4年度久喜市土地区画整理事業特別会計補正予算（第1号）について

令和4年度久喜市土地区画整理事業特別会計補正予算（第1号）を別冊のとおり提出する。

令和4年8月31日提出

久喜市長 梅 田 修 一

議案第 6 1 号

令和 4 年度久喜市水道事業会計補正予算（第 2 号）について

令和4年度久喜市水道事業会計補正予算(第2号)を別冊のとおり提出する。

令和 4 年 8 月 3 1 日提出

久喜市長 梅 田 修 一

議案第 6 2 号

令和 4 年度久喜市下水道事業会計補正予算（第 1 号）について

令和4年度久喜市下水道事業会計補正予算(第1号)を別冊のとおり提出する。

令和 4 年 8 月 3 1 日提出

久喜市長 梅 田 修 一

議案第63号

久喜市議会議員及び久喜市長の選挙における選挙運動用自動車の使用等の公営に関する条例の一部を改正する条例

久喜市議会議員及び久喜市長の選挙における選挙運動用自動車の使用等の公営に関する条例(平成22年久喜市条例第19号)の一部を次のように改正する。

第4条第2号ア中「1万5,800円」を「1万6,100円」に改め、同号イ中「7,560円」を「7,700円」に改める。

第9条及び第10条中「7円51銭」を「7円73銭」に改める。

第13条中「525円6銭」を「541円31銭」に、「31万500円」を「31万6,250円」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(適用区分)

2 この条例による改正後の久喜市議会議員及び久喜市長の選挙における選挙運動用自動車の使用等の公営に関する条例の規定は、この条例の施行の日(以下「施行日」という。)以後その期日を告示される選挙から適用し、施行日の前日までにその期日を告示された選挙については、なお従前の例による。

令和4年8月31日提出

久喜市長 梅 田 修 一

提案理由

公職選挙法施行令の一部改正に伴い、これに準じて、選挙運動用自動車の使用、選挙運動用ビラの作成及び選挙運動用ポスターの作成に係る公費負担額を改定したいので、この案を提出するものであります。

議案第64号

久喜市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部を改正する条例

久喜市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例(平成22年久喜市条例第36号)の一部を次のように改正する。

第14条第2項第16号中「後8週間」を「以後1年」に改める。

附 則

この条例は、令和4年10月1日から施行する。

令和4年8月31日提出

久喜市長 梅 田 修 一

提案理由

職員の育児参加のための休暇の対象期間拡大に係る所要の改正を行いたいので、この案を提出するものであります。

議案第65号

久喜市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

久喜市職員の育児休業等に関する条例(平成22年久喜市条例第37号)の一部を次のように改正する。

第2条第3号中「育児休業の承認の請求の時ににおいて」を「非常勤職員であつて」に、「いずれにも」を「いずれかに」に、「非常勤職員以外」を「もの以外」に改め、「(市規則で定める非常勤職員を除く。)」を削り、同号ア及びイを次のように改める。

ア 次のいずれにも該当する非常勤職員

(ア) その養育する子(育児休業法第2条第1項に規定する子をいう。以下同じ。)が1歳6箇月に達する日(第2条の3及び第2条の4において「1歳6箇月到達日」という。)(当該子の出生の日から第3条の2に規定する期間内に育児休業をしようとする場合にあっては当該期間の末日から6月を経過する日、第2条の4の規定に該当する場合にあっては当該子が2歳に達する日)までに、その任期(任期が更新される場合にあっては、更新後のもの)が満了すること及び引き続き任命権者を同じくする職(以下「特定職」という。)に採用されないことが明らかでない非常勤職員

(イ) 勤務日の日数を考慮して市規則で定める非常勤職員

イ 次のいずれかに該当する非常勤職員

(ア) その養育する子が1歳に達する日(以下「1歳到達日」という。)(当該子について当該非常勤職員が第2条の3第2号に掲げる場合に該当してする育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日。以下この号において同じ。))において育児休業をしている非常勤職員であつて、同条第3号に掲げる場合に該当して当該子の1歳到達日の翌日を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとするもの

(イ) その任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしている場合であつて、当該任期を更新され、又は当該任期の満了後引き続き特定職に採用されることに伴い、当該育児休業に係る子について、当該更新前の任期の末日の翌日又は当該採用の日を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとするもの

第2条の3第1号中「育児休業に係る」を「非常勤職員の養育する」に改め、同条第2号中「配偶者が育児休業に係る」を「非常勤職員の配偶者(届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下この条及び次条において同

じ。)が当該非常勤職員の養育する」に、「育児休業をしている」を「育児休業法その他の法律の規定による育児休業(以下この条及び次条において「地方等育児休業」という。)をしている場合において当該非常勤職員が当該子について育児休業をしようとする」に改め、同条第3号中「非常勤職員(当該非常勤職員又はその配偶者が育児休業に係る子の1歳到達日(前号に該当する場合にあっては、同号に定める日。以下この号において同じ。))において育児休業をしている非常勤職員であって、当該子の1歳到達日後の期間について育児休業をすることが特に必要と認められる場合として市規則で定める場合に該当するものに限る。)が当該子の1歳到達日の翌日を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとする場合」を「1歳から1歳6箇月に達するまでの子を養育する非常勤職員が、次に掲げる場合のいずれにも該当する場合(当該子についてこの号に掲げる場合に該当して育児休業をしている場合であって第3条第6号に掲げる事情に該当するときはい及びウに掲げる場合に該当する場合、市規則で定める特別の事情がある場合にあってはウに掲げる場合に該当する場合)」に改め、同号に次のように加える。

ア 当該非常勤職員が当該子の1歳到達日(当該非常勤職員が前号に掲げる場合に該当してする育児休業又は当該非常勤職員の配偶者が同号に掲げる場合若しくはこれに相当する場合に該当してする地方等育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日(当該育児休業の期間の末日とされた日と当該地方等育児休業の期間の末日とされた日が異なるときは、そのいずれかの日))の翌日(当該配偶者がこの号に掲げる場合又はこれに相当する場合に該当して地方等育児休業をする場合にあっては、当該地方等育児休業の期間の末日とされた日の翌日以前の日)を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとする場合

イ 当該子について、当該非常勤職員が当該子の1歳到達日(当該非常勤職員が前号に掲げる場合に該当してする育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日)において育児休業をしている場合又は当該非常勤職員の配偶者が当該子の1歳到達日(当該配偶者が同号に掲げる場合又はこれに相当する場合に該当してする地方等育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日)において地方等育児休業をしている場合

ウ 当該子の1歳到達日後の期間について育児休業をすることが継続的な勤務のために特に必要と認められる場合として市規則で定める場合に該当する場合

エ 当該子について、当該非常勤職員が当該子の1歳到達日(当該非常勤職員

が前号に掲げる場合に該当してする育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日)後の期間においてこの号に掲げる場合に該当して育児休業をしたことがない場合

第2条の4中「非常勤職員(当該非常勤職員又はその配偶者が育児休業に係る子の1歳6箇月到達日において育児休業をしている非常勤職員であって、当該子の1歳6箇月到達日後の期間について育児休業をすることが特に必要と認められる場合として市規則で定める場合に該当するものに限る。)が当該子の1歳6箇月到達日の翌日を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとする場合とする」を「1歳6箇月から2歳に達するまでの子を養育する非常勤職員が、次の各号に掲げる場合のいずれにも該当する場合(当該子についてこの条の規定に該当して育児休業をしている場合であって次条第6号に掲げる事情に該当するときは第2号及び第3号に掲げる場合に該当する場合、市規則で定める特別の事情がある場合にあっては同号に掲げる場合に該当する場合)とする」に改め、同条に次の各号を加える。

- (1) 当該非常勤職員が当該子の1歳6箇月到達日の翌日(当該非常勤職員の配偶者がこの条の規定に該当し、又はこれに相当する場合に該当して地方等育児休業をする場合にあっては、当該地方等育児休業の期間の末日とされた日の翌日以前の日)を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとする場合
- (2) 当該子について、当該非常勤職員が当該子の1歳6箇月到達日において育児休業をしている場合又は当該非常勤職員の配偶者が当該子の1歳6箇月到達日において地方等育児休業をしている場合
- (3) 当該子の1歳6箇月到達日後の期間について育児休業をすることが継続的な勤務のために特に必要と認められる場合として市規則で定める場合に該当する場合
- (4) 当該子について、当該非常勤職員が当該子の1歳6箇月到達日後の期間においてこの条の規定に該当して育児休業をしたことがない場合

第2条の5を削る。

第3条中第4号を削り、第5号を第4号とし、同条第6号中「第2条の4」を「前条」に改め、同号を同条第5号とし、同条第7号中「任期の末日」を「任期を定めて採用された職員であって、当該任期の末日」に、「非常勤職員」を「もの」に、「任期が満了した後に引き続き採用された」を「任期の満了後引き続いて特定職に採用される」に、「当該任期の」を「当該育児休業に係る子について、当該更新前の任期の」に、「引き続き採用された日」を「当該採用の日」に、「することとなった」を「しようとする」に改め、同号を同条第6号とし、同条の次に次の1条を加える。

(育児休業法第2条第1項第1号の人事院規則で定める期間を基準として条例で定

める期間)

第3条の2 育児休業法第2条第1項第1号の人事院規則で定める期間を基準として
条例で定める期間は、57日間とする。

第10条第5号中「育児休業等計画書」を「育児短時間勤務計画書」に改める。

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、令和4年10月1日から施行する。

(経過措置)

第2条 この条例の施行の日前に育児休業等計画書を提出した職員に対するこの
条例による改正前の第3条(第4号に係る部分に限る。)及び第10条(第5号に係る
部分に限る。)の規定の適用については、なお従前の例による。

令和4年8月31日提出

久喜市長 梅 田 修 一

提案理由

非常勤職員の育児休業等の取得要件緩和に係る所要の改正を行いたいので、こ
の案を提出するものであります。

議案第66号

久喜市子ども医療費支給に関する条例の一部を改正する条例

久喜市子ども医療費支給に関する条例(平成22年久喜市条例第127号)の一部を次のように改正する。

第2条第1号及び第4条第2項中「満15歳」を「満18歳」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の久喜市子ども医療費支給に関する条例(以下「新条例」という。)の規定は、この条例の施行の日(以下「施行日」という。)以後に受けた医療に係る医療費の支給について適用し、施行日前に受けた医療に係る医療費の支給については、なお従前の例による。

(準備行為)

- 3 新条例第6条第1項の規定による受給資格の登録及び同条第2項の規定による受給資格証の交付に関する手続については、施行日前においてもすることができる。

令和4年8月31日提出

久喜市長 梅 田 修 一

提案理由

子ども医療費の支給における対象年齢を拡大したいので、この案を提出するものであります。

議案第67号

久喜市手数料条例の一部を改正する条例

久喜市手数料条例(平成22年久喜市条例第68号)の一部を次のように改正する。

別表第2第52項中「第85条第5項」を「第85条第6項」に改め、同表第53項中「第85条第6項」を「第85条第7項」に改め、同表第66項中「第87条の3第5項」を「第87条の3第6項」に改め、同表第67項中「第87条の3第6項」を「第87条の3第7項」に改め、同表第69項事務の種別の欄中「第5項」を「第7項」に改め、「長期優良住宅建築等計画」の次に「又は長期優良住宅維持保全計画」を加え、同項手数料の名称の欄中「長期優良住宅建築等計画認定申請手数料」を「長期優良住宅建築等計画等認定申請手数料」に改め、同項金額の欄ア(ア)中「13,000円」を「13,000円 建築を伴わない場合 13,000円」に改め、同項金額の欄ア(イ)a中「25,000円」を「25,000円 建築を伴わない場合 25,000円」に改め、同項金額の欄ア(イ)b中「42,000円」を「42,000円 建築を伴わない場合 42,000円」に改め、同項金額の欄ア(イ)c中「78,000円」を「78,000円 建築を伴わない場合 78,000円」に改め、同項金額の欄ア(イ)d中「118,000円」を「118,000円 建築を伴わない場合 118,000円」に改め、同項金額の欄ア(イ)e中「173,000円」を「173,000円 建築を伴わない場合 173,000円」に改め、同項金額の欄ア(イ)f中「300,000円」を「300,000円 建築を伴わない場合 300,000円」に改め、同項金額の欄ア(イ)g中「386,000円」を「386,000円 建築を伴わない場合 386,000円」に改め、同項金額の欄ア(イ)h中「451,000円」を「451,000円 建築を伴わない場合 451,000円」に改め、同項金額の欄イ(ア)中「85,000円」を「85,000円 建築を伴わない場合 85,000円」に改め、同項金額の欄イ(イ)a中「194,000円」を「194,000円 建築を伴わない場合 194,000円」に改め、同項金額の欄イ(イ)b中「306,000円」を「306,000円 建築を伴わない場合 306,000円」に改め、同項金額の欄イ(イ)c中「599,000円」を「599,000円 建築を伴わない場合 599,000円」に改め、同項金額の欄イ(イ)d中「1,068,000円」を「1,068,000円 建築を伴わない場合 1,068,000円」に改め、同項金額の欄イ(イ)e中「1,832,000円」を「1,832,000円 建築を伴わない場合 1,832,000円」に改め、同項金額の欄イ(イ)f中「3,384,000円」を「3,384,000円 建築を伴わない場合 3,384,000円」に改め、同項金額の欄イ(イ)g中「4,832,000円」を「4,832,000円 建築を伴わない場合 4,832,000円」に改め、同項金額の欄イ(イ)h中「5,919,000円」を「5,919,000円 建築を伴わない場合 5,919,000円」に改め、同表第71項事務の種別の欄中「長期優良住宅建築等計画」の次に「又は長期優良住宅維持保全計画」を加え、同項手数料の名称の欄中「長期優良住宅建

築等計画変更認定申請手数料」を「長期優良住宅建築等計画等変更認定申請手数料」に改め、同項金額の欄ア(ア)中「6,500円」を「6,500円 建築を伴わない場合 6,500円」に改め、同項金額の欄ア(イ)a中「12,500円」を「12,500円 建築を伴わない場合 12,500円」に改め、同項金額の欄ア(イ)b中「21,000円」を「21,000円 建築を伴わない場合 21,000円」に改め、同項金額の欄ア(イ)c中「39,000円」を「39,000円 建築を伴わない場合 39,000円」に改め、同項金額の欄ア(イ)d中「59,000円」を「59,000円 建築を伴わない場合 59,000円」に改め、同項金額の欄ア(イ)e中「86,500円」を「86,500円 建築を伴わない場合 86,500円」に改め、同項金額の欄ア(イ)f中「150,000円」を「150,000円 建築を伴わない場合 150,000円」に改め、同項金額の欄ア(イ)g中「193,000円」を「193,000円 建築を伴わない場合 193,000円」に改め、同項金額の欄ア(イ)h中「225,500円」を「225,500円 建築を伴わない場合 225,500円」に改め、同項金額の欄イ(ア)中「42,500円」を「42,500円 建築を伴わない場合 42,500円」に改め、同項金額の欄イ(イ)a中「97,000円」を「97,000円 建築を伴わない場合 97,000円」に改め、同項金額の欄イ(イ)b中「153,000円」を「153,000円 建築を伴わない場合 153,000円」に改め、同項金額の欄イ(イ)c中「299,500円」を「299,500円 建築を伴わない場合 299,500円」に改め、同項金額の欄イ(イ)d中「534,000円」を「534,000円 建築を伴わない場合 534,000円」に改め、同項金額の欄イ(イ)e中「916,000円」を「916,000円 建築を伴わない場合 916,000円」に改め、同項金額の欄イ(イ)f中「1,692,000円」を「1,692,000円 建築を伴わない場合 1,692,000円」に改め、同項金額の欄イ(イ)g中「2,416,000円」を「2,416,000円 建築を伴わない場合 2,416,000円」に改め、同項金額の欄イ(イ)h中「2,959,500円」を「2,959,500円 建築を伴わない場合 2,959,500円」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和4年10月1日から施行する。
(経過措置)
- 2 改正後の別表第2第69項及び第71項の規定は、この条例の施行の日以後にされる申請に係る手数料について適用し、同日前にされた申請に係る手数料については、なお従前の例による。

令和4年8月31日提出

久喜市長 梅 田 修 一

提案理由

住宅の質の向上及び円滑な取引環境の整備のための長期優良住宅の普及の促進に関する法律等の一部を改正する法律の施行に伴い、所要の改正をしたいので、この案を提出するものであります。

議案第68号

埼玉東部消防組合の規約変更について

地方自治法(昭和22年法律第67号)第286条第2項の規定により、埼玉東部消防組合規約を別紙のとおり変更することについて、議決を求める。

令和4年8月31日提出

久喜市長 梅 田 修 一

提案理由

埼玉東部消防組合の経費の支弁の方法を変更することに伴い、同組合規約を変更することについて協議したいので、地方自治法第290条の規定により、この案を提出するものであります。

埼玉東部消防組合同規約の一部を変更する規約

埼玉東部消防組合同規約(平成24年指令地政第201号)の一部を次のように変更する。

別表を次のように改める。

別表(第14条関係)

経費の区分		経費の内容	負担割合
共通経費		単独経費以外の組合の運営に係る経費	当該会計年度の直近前3年平均の普通地方交付税に係る消防費基準財政需要額の割合とする。
単独経費	土地取得	庁舎等消防施設整備のための土地取得に必要な経費	所在市町の負担により当該市町が事業執行する。
	庁舎建設	庁舎等消防施設の建設に必要な経費(消防局機能施設を除く。)	所在市町の負担により組合が事業執行する。
	庁舎大規模改修	庁舎等消防施設の大規模改修に必要な経費(消防局機能施設を除く。)	所在市町の負担により組合が事業執行する。
	防火水槽	防火水槽の改修及び維持管理等に必要な経費	当該防火水槽が所在する市町の負担により組合が事業執行する。
	防火クラブ等	防火クラブ等の運営に必要な経費	当該防火クラブ等が所在する市町の負担により組合が事業執行する。
	その他必要な事業等	その他市町の事情により実施する事業に必要な経費	当該市町の負担により組合が事業執行する。

附 則

この規約は、令和5年4月1日から施行する。

議案第69号

工事請負契約の締結について（（仮称）久喜市新ごみ処理施設整備運営事業に関する施設整備）

次のとおり工事請負契約を締結することについて、議決を求める。

- | | |
|----------|--|
| 1 契約の目的 | （仮称）久喜市新ごみ処理施設整備運営事業に関する施設整備 |
| 2 契約の方法 | 総合評価一般競争入札 |
| 3 契約金額 | 27,674,328,000円 |
| 4 契約の相手方 | 日立造船・五洋建設・川崎技研特定建設工事共同企業体
代表構成員 東京都品川区南大井6丁目26番3号
日立造船株式会社 東京本社
環境営業統括部長 石川英司 |

令和4年8月31日提出

久喜市長 梅田修一

提案理由

（仮称）久喜市新ごみ処理施設整備運営事業に関する施設整備の請負契約を締結したいので、久喜市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、この案を提出するものであります。

議案第70号

財産の無償譲渡について

次のとおり財産を無償譲渡することについて、議決を求める。

1 財産の種類

土地

土地の所在	登記地目	地積 (㎡)
久喜市下清久字鶴ノ谷500番7	学校用地	2,259
久喜市下清久字鶴ノ谷500番11	学校用地	27,532
久喜市下清久字鶴ノ谷500番12	学校用地	1,370
久喜市上清久字棧敷1000番3	学校用地	19

建物

建物の名称	構造	延床面積 (㎡)
校舎	鉄筋コンクリート造3階建	8,786.13
守衛所	鉄筋コンクリート造平家建	6.25
特別教室	鉄筋コンクリート造3階建	2,331.75

- 2 鑑定評価額 143,180,000円
- 3 譲渡の相手方 東京都千代田区平河町2丁目6番3号
公益社団法人 地域医療振興協会
理事長 吉 新 通 康

令和4年8月31日提出

久喜市長 梅 田 修 一

提案理由

東京理科大学久喜キャンパス跡地を無償で譲渡をしたいので、地方自治法第96条第1項第6号の規定により、この案を提出するものであります。

議案第71号

財産の減額譲渡について

次のとおり財産を減額して譲渡することについて、議決を求める。

1 財産の種類

土地

土地の所在	登記地目	地積 (㎡)
久喜市除堀字野合1380番1	学校用地	8,029
久喜市原字松場315番1	学校用地	1,443

建物

建物の名称	構造	延床面積 (㎡)
プール専用付属室	木造平家建	33
管理・普通教室棟	鉄筋コンクリート造2階建	1,086
屋内運動場	鉄骨造2階建	712
特別教室棟	鉄筋コンクリート造2階建	906
体育小屋	鉄骨造平家建	39

- 2 鑑定評価額 61,140,000円
- 3 譲渡の相手方 埼玉県白岡市小久喜1425番地2
株式会社 C Cube Create
代表取締役 成田英世
- 4 譲渡価格 5,000,000円

令和4年8月31日提出

久喜市長 梅田修一

提案理由

久喜市立江面第二小学校跡地を不動産鑑定評価額より減額し譲渡をしたいので、地方自治法第96条第1項第6号の規定により、この案を提出するものであります。

議案第72号

路線の廃止について

次のとおり市道路線を廃止することについて、議決を求める。

路線名	起 点	終 点	主要な 経過地
久喜6127号線	久喜市北青柳	久喜市北青柳	

令和4年8月31日提出

久喜市長 梅 田 修 一

提案理由

市道としての機能が失われたため廃止したいので、道路法第10条第3項の規定により、この案を提出するものであります。

報告第9号

継続費精算報告について

令和3年度久喜市一般会計予算の継続費に係る学校給食センター整備事業が完了したので、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第145条第2項の規定により、別紙のとおり報告する。

令和4年8月31日提出

久喜市長 梅 田 修 一

令和3年度久喜市継続費精算報告書

款	項	事業名	年度	全 体 計 画					実 績					比 較				
				年割額	左 の 財 源 内 訳				支出済額	左 の 財 源 内 訳				年割額と支出 済額の差	左 の 財 源 内 訳			
					特 定 財 源			一般財源		特 定 財 源			一般財源		特 定 財 源			一般財源
					国県支 出金	地方債	その他			国県支 出金	地方債	その他			国県支 出金	地方債	その他	
円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円		
10教育費	6保健体育費	学校給食 センター 整備事業	元	468,840,000	0	421,800,000	0	47,040,000	100,000,000	0	90,000,000	0	10,000,000	368,840,000	0	331,800,000	0	37,040,000
			2	2,562,283,000	0	2,343,500,000	0	218,783,000	1,356,529,000	0	1,258,400,000	0	98,129,000	1,205,754,000	0	1,085,100,000	0	120,654,000
			3	1,554,587,000	0	1,323,300,000	0	231,287,000	3,126,731,000	0	2,738,686,000	0	388,045,000	△ 1,572,144,000	0	△ 1,415,386,000	0	△ 156,758,000
			計	4,585,710,000	0	4,088,600,000	0	497,110,000	4,583,260,000	0	4,087,086,000	0	496,174,000	2,450,000	0	1,514,000	0	936,000

報告第10号

継続費精算報告について

令和3年度久喜市水道事業の継続費に係る佐間浄水場自家発電機設備更新工事及び八甫浄水場No.1PC配水池耐震補強及び改修工事が完了したので、地方公営企業法施行令(昭和27年政令第403号)第18条の2第2項の規定により、別紙のとおり報告する。

令和4年8月31日提出

久喜市長 梅 田 修 一

令和3年度久喜市水道事業会計継続費精算報告書

款	項	事業名	年度	全 体 計 画				実 績				比 較			
				年割額	左 の 財 源 内 訳			支払義務 発生額	左 の 財 源 内 訳			年割額と 支払義務 発生額の差	左 の 財 源 内 訳		
					国庫補助金	企業債	損益勘定 留保資金		国庫補助金	企業債	損益勘定 留保資金		国庫補助金	企業債	損益勘定 留保資金
1 資本的支出	1 建設改良費	佐間浄水場自家発電機設備更新工事	2	円 22,803,000	円 0	円 0	円 22,803,000	円 0	円 0	円 0	円 22,803,000	円 0	円 0	円 22,803,000	
			3	387,244,000	0	0	387,244,000	348,029,000	0	0	348,029,000	39,215,000	0	0	39,215,000
			計	410,047,000	0	0	410,047,000	348,029,000	0	0	348,029,000	62,018,000	0	0	62,018,000
		八甫浄水場No.1PC配水池耐震補強及び改修工事	2	118,316,000	0	0	118,316,000	84,744,000	0	0	84,744,000	33,572,000	0	0	33,572,000
			3	205,150,000	0	0	205,150,000	227,062,000	0	0	227,062,000	△ 21,912,000	0	0	△ 21,912,000
			計	323,466,000	0	0	323,466,000	311,806,000	0	0	311,806,000	11,660,000	0	0	11,660,000

報告第 1 1 号

令和 3 年度決算に係る財政健全化に関する比率の報告について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律(平成19年法律第94号)第3条第1項及び第22条第1項の規定により、令和3年度における久喜市の健全化判断比率及び資金不足比率を、別紙のとおり監査委員の意見を付けて報告する。

令和 4 年 8 月 3 1 日提出

久喜市長 梅 田 修 一

財政健全化に関する比率

健全化判断比率 (単位：%)

実質赤字比率	－	(11.69)
連結実質赤字比率	－	(16.69)
実質公債費比率	5.1	(25.0)
将来負担比率	3.4	(350.0)

備考

- 1 実質赤字額及び連結実質赤字額が生じていないことから、実質赤字比率及び連結実質赤字比率については、「－」を記載しています。
- 2 早期健全化基準を、括弧内に記載しています。

資金不足比率 (単位：%)

土地区画整理事業特別会計	－	(20.0)
水道事業会計	－	(20.0)
下水道事業会計	－	(20.0)

備考

- 1 いずれの特別会計においても資金不足額が生じていないことから、資金不足比率については、「－」を記載しています。
- 2 経営健全化基準を、括弧内に記載しています。



久監査第253号
令和4年8月5日

久喜市長 梅田修一様

久喜市監査委員 菊地雅之
久喜市監査委員 上條哲弘

財政健全化審査意見の提出について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項の規定により審査に付された令和3年度決算に係る健全化判断比率及びその算定の基礎となる書類を審査したので、別紙のとおりその意見を提出する。

令和3年度 財政健全化審査意見

審査の概要

1 準拠基準

久喜市監査基準

2 審査の対象

令和3年度決算に基づく健全化判断比率

3 審査の着眼点

市長から提出された健全化判断比率及びその算定の基礎となる書類が適正に作成されているかどうかを主眼として実施した。

4 審査の実施内容

審査に付された健全化判断比率及びその算定の基礎となる書類について、証憑突合、計算突合、質問等の手法を用いて審査を実施した。

5 審査の期間

令和4年7月20日から令和4年8月5日まで

6 審査の結果

別紙のとおり

別紙

審査の結果

(1) 総合意見

審査に付された下記、健全化判断比率及びその算定の基礎となる書類は、いずれも適正に作成されているものと認められる。

記

(単位：%)

健全化判断比率	令和3年度	令和2年度	早期健全化基準
① 実質赤字比率	—	—	11.69
② 連結実質赤字比率	—	—	16.69
③ 実質公債費比率	5.1	5.7	25.00
④ 将来負担比率	3.4	5.5	350.00

(2) 個別意見

① 実質赤字比率について

令和3年度一般会計等の実質収支は黒字となっており、実質赤字比率は早期健全化基準の11.69%と比較すると、良好な状態にあると認められる。

② 連結実質赤字比率について

令和3年度の連結実質収支は黒字となっており、連結実質赤字比率は早期健全化基準の16.69%と比較すると、良好な状態にあると認められる。

③ 実質公債費比率について

令和3年度の実質公債費比率は5.1%となっており、前年度より0.6ポイントの減少となった。

早期健全化基準の25.00%と比較すると、これを下回り良好な状態にあると認められる。

④ 将来負担比率について

令和3年度の将来負担比率は3.4%となっており、前年度より2.1ポイントの減少となった。

早期健全化基準の350.00%と比較すると、これを下回り良好な状態にあると認められる。

(3) 是正改善を要する事項

指摘すべき事項は特にない。



久監査第254号

令和4年8月5日

久喜市長 梅田修一様

久喜市監査委員 菊地雅之

久喜市監査委員 上條哲弘

経営健全化審査意見の提出について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第22条第1項の規定により審査に付された令和3年度決算に係る資金不足比率及びその算定の基礎となる書類を審査したので、その意見を提出する。

令和3年度 経営健全化審査意見

第1 審査の概要

1 準拠基準

久喜市監査基準

2 審査の対象

令和3年度決算に基づく以下の会計の資金不足比率

(1) 久喜市土地区画整理事業特別会計

(2) 久喜市水道事業会計

(3) 久喜市下水道事業会計

3 審査の着眼点

市長から提出された資金不足比率及びその算定の基礎となる書類が適正に作成されているかどうかを主眼として審査した。

4 審査の実施内容

審査に付された資金不足比率及びその算定の基礎となる書類について、証憑突合、計算突合、質問等の手法を用いて審査を実施した。

5 審査の期間

令和4年7月20日から令和4年8月5日まで

6 審査の結果

別紙1から別紙3までのとおり

別紙 1

令和3年度久喜市土地区画整理事業特別会計（法非適用企業）

審査の結果

（1）総合意見

審査に付された下記、資金不足比率及びその算定の基礎となる書類は、いずれも適正に作成されているものと認められる。

記

比率名	令和3年度	令和2年度	経営健全化基準
①資金不足比率	—	—	20.0 (%)

（2）個別意見

資金の不足は生じていないことから、資金不足比率は経営健全化基準の20.0%と比較すると、良好な状態にあると認められる。

（3）是正改善を要する事項

指摘すべき事項は特にない。

別紙 2

令和 3 年度久喜市水道事業会計

審査の結果

(1) 総合意見

審査に付された下記、資金不足比率及びその算定の基礎となる書類は、いずれも適正に作成されているものと認められる。

記

比率名	令和 3 年度	令和 2 年度	経営健全化基準
①資金不足比率	—	—	20.0 (%)

(2) 個別意見

資金の不足は生じていないことから、資金不足比率は経営健全化基準の 20.0%と比較すると、良好な状態にあると認められる。

(3) 是正改善を要する事項

指摘すべき事項は特にない。

別紙3

令和3年度久喜市下水道事業会計

審査の結果

(1) 総合意見

審査に付された下記、資金不足比率及びその算定の基礎となる書類は、いずれも適正に作成されているものと認められる。

記

比率名	令和3年度	令和2年度	経営健全化基準
①資金不足比率	—	—	20.0 (%)

(2) 個別意見

資金の不足は生じていないことから、資金不足比率は経営健全化基準の20.0%と比較すると、良好な状態にあると認められる。

(3) 是正改善を要する事項

指摘すべき事項は特にない。

報告第12号

債権の放棄について

久喜市債権管理条例(平成27年久喜市条例第29号)第16条第1項の規定により、
債権を放棄したので、同条第2項の規定により、次のとおり報告する。

- | | |
|------------|---------------------|
| 1 債権の名称 | 入学準備金・奨学金貸付金 |
| 2 放棄した債権の額 | 200,000円 |
| 3 放棄した事由 | 久喜市債権管理条例第16条第1項第3号 |

令和4年8月31日提出

久喜市長 梅 田 修 一